ご参考 (第1回基準検討部会配布資料)

新たな幼保連携型認定こども園の 認可基準について

平成25年5月8日

1.新たな幼保連携型認定こども園の認可基準の枠組み

認定こども園法の改正により創設される新たな幼保連携型認定こども園の認可基準は、下記 ~ については「主務省令で定める基準」に従い(従うべき基準)、それ以外の事項については「主務省令で定める基準」を参酌して(参酌基準)、都道府県・指定都市・中核市が「条例」で定めることとされている。(認定こども園法第13条2項)

学級編制及び配置する職員及び員数

主要な設備に関する事項(保育室の床面積等)

重大な運営に関する事項

主務省令を定めるに当たっては、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。(認定こども園法第13条3項)

新制度に係る当初の検討の基礎となった「子ども・子育て新システムに関する基本制度」(平成24年3月少子化社会対策会議決定)においては、総合こども園の認可基準について、制度施行までの検討に向けて

- ・ 学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする
- ・ 職員配置基準(学級編制基準)の引上げ等を検討する
- ・ 既存施設から移行する場合、幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行を考慮し、原則として、現行の 幼保連携型認定こども園における基準の特例を下回らない特例を設ける という考え方が示されていた。

新制度関連3法案に対する参議院の附帯決議においては、幼保連携型認定こども園の認可基準に関わるものとして、以下のような事項が盛り込まれている。

- · 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育·保育の質を確保し、向上させるものとすること
- · 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び 支援に配慮すること

なお、現在の認定こども園・幼稚園・保育所における施設・設備等の実態を踏まえた検討を行うため、平成24年度「幼稚園・保育所等の経営実態調査」を実施している(本年2月)。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(改正後)

(設備及び運営の基準)

- 第十三条 <u>都道府県</u>(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。)<u>は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。</u>この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。
- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、<u>次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、</u>との他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 幼保連携型認定こども園における<u>学級の編制</u>並びに幼保連携型認定こども園に<u>配置する園長、保育教諭その他の</u> 職員及びその員数
 - 二 幼保連携型認定こども園に係る<u>保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの</u>として主務省令で定めるもの
 - 三 幼保連携型認定こども園の<u>運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの</u> 健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの
- 3 <u>主務大臣は、</u>前項に規定する主務省令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、並びに同項第二号及び第三号の主務省令を定め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て支援法第七十二条に規定する<u>子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。</u>
- 4 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

2.現行の幼保連携型認定こども園の基準

現行の幼保連携型認定こども園は、幼稚園の基準(幼稚園設置基準等)と保育所の基準(児童福祉施設の設備及び運営の基準等を基に条例で定める基準)のいずれも満たす必要。

なお、有資格者の確保が難しい場合や適正な運営が確保された既存の施設が現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合には、職員の資格・配置や設備等について、いずれかの基準を満たすことで足りる特例がある。

1. 幼稚園の基準

【全国一律の基準】

- ・ 学級の編制及び1学級の幼児数 → 35人以下を原則
- · 配置教員 → 園長、教諭、学校医等 学級は専任教諭等が担任
- ・ 園舎・運動場 → 学級数に応じた基準面積
- ・保育室 → 学級数以上、1階に配置(耐火建築物は2階まで可)
- · 教育内容 → 幼稚園教育要領

【それ以外の基準】

- ・ 教育時間・週数 標準4時間、原則39週以上(休業期間あり)
- ・ 他の施設及び設備の使用 教育上及び安全上支障がない場合は共用可
- ・ 設備の兼用 特別の事情があるときは、保育室・遊戯室、職員室・職員室の兼用可
- 保護者等による学校関係者評価

幼稚園設置基準は、国が策定する基準。これまでに、累次の見直しにより原則の緩和や規定の大綱化が進められ、多くの規定は地域の特別の事情を勘案した取扱いを認めている。このほか、学校教育法施行規則や学校保健安全法体系にも職員、設備等に関する規定あり。

2. 保育所の基準

<国の基準>

【全国一律の基準(従うべき基準)】

児童福祉施設に<u>配置する従業者及びその員数</u>

配置職員 保育士、嘱託医、調理員(委託時は不要)

保育士の配置 乳児 3:1、1・2歳児 6:1、3歳児 20:1、4・5歳児 30:1

児童福祉施設に係る<u>居室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項</u>であって児童の健全な発達に密接に関連するもの

保育室・ほふ〈室・乳児室等の設置、児童1人当たりの面積基準

児童福祉施設の運営に関する事項であって、<u>児童の適切な処遇の確保及び</u>秘密の保持並びに <u>児童の健全な発達に密接に関連するもの</u>

虐待等の禁止、秘密保持、保育内容(保育所保育指針)

自園調理・調理室の設置・満3歳以上児の給食外部搬入の特例 等

【それ以外の基準(参酌基準)】

- ·保育時間 原則 8 時間
- ・屋外遊戯場の設置、面積基準
- ・耐火上の上乗せ基準(保育室は3階以上でも可) 等

【面積基準の特例(標準)】

待機児童数及び地価の状況を勘案し、一定の地域・期間(平成24~26年度)の特例を設ける。

地域主権一括法(平成22年)に基づき、従来の国の基準(児童福祉施設最低基準)を「従うべき基準」と「参酌基準」 に整理し、条例委任。「参酌基準」の事項は全て地域の実情に応じた取扱いが可能。なお、面積基準については、指定 地域においては「標準」と位置付け、国の基準と異なる基準を設定可能。

3. 認定こども園の基準(現行の幼保連携型認定こども園に係るもの)

幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園・保育所が、それぞれの認可基準を満たした上で(既存施設の特例については次頁)、以下の要件を満たすことが必要。

<国の基準>

【全国一律の基準(従うべき基準)】

- ・教育及び保育の一体的な提供
 - 3歳以上児に対する教育と保育の実施(併設型) 又は
 - 3歳未満からの一貫した教育・保育(接続型)
- ・子育て支援事業を保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制

【それ以外の基準(参酌基準)】

- ・職員配置、職員資格(認定こども園の長、資格)・施設設備
- ・教育・保育内容(発達の連続性・利用時間の相違への配慮、小学校との連携等)
- ・管理運営(認定こども園の長の役割、認定こども園である旨の表示等) 等

括弧書きは、幼稚園・保育所の一体的運営や子育て支援など、幼稚園の基準・保育所の基準に含まれていない事項の例

地域主権一括法に基づき、都道府県が行う認定の要件として認定こども園法の法定要件が直接適用されていた従来の国の基準を「従うべき基準」とし、大臣告示の基準を全て参酌基準と整理し直した上で、認定要件を条例委任。

4. 現行の基準の比較表

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
全国一律	·学級編制及び職員配置 ·非常勤講師 ·園舎の面積 ·教育内容	・職員配置 ・短時間勤務保育士・常勤換算 ・保育室等の面積 ・保育内容	・教育・保育の一体的提供及び地域の子育て支援の実施 【従うべき基準】 構成する幼稚園・保育所は、それぞれの認可基準を満たすことが前提 既存施設が移行する場合にはいずれかの基準を満たすことで足りる特例あり(欄外を参照)
の基準	·運動場の面積 ·保育室の設置階·耐火基準 等	・虐待等の禁止 ・自園調理・調理室 等 【従うべき基準】	
それ以外の基準	・他の施設及び設備の使用 ・遊戯室、保健室等の設置 ・園具・教具の備付け ・教育時間等 ・学校関係者評価	·屋外遊戯場の面積 ·保育室の設置階·耐火基準 ·用具の備付け ·保育時間 ·保護者との連携 ·保育料以外の利用料 【参酌基準】	·その他幼稚園·保育所の一体的 運営や子育て支援に関する事 項 【参酌基準】

: 幼稚園、保育所ともに全国一律基準となっている項目

∶幼稚園、保育所いずれかで全国一律となっている項目

既存施設から移行する場合の現行の幼保連携型認定こども園に係る幼稚園・保育所の基準の特例

- ・運動場は付近の適当な場所で代替可、園舎・運動場の面積は保育所の面積基準で可 幼稚園の基準の特例
- ·保育室·屋外遊戯場の面積(満3歳以上部分)は幼稚園の面積基準で可 保育所の基準の特例 これらは、幼稚園設置基準·児童福祉施設の設備及び運営の基準の附則等において取扱いを明記。

3.新たな幼保連携型認定こども園の基準の検討課題(例)

学校教育·保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園の基準(おおむね「幼稚園の基準」かつ「保育所の基準」)以外に、追加すべき内容はあるか。

学校かつ児童福祉施設である単一の施設となることを踏まえ、現行の「幼稚園の基準」と「保育所の基準」において全国一律に担保するか否かの取扱いや基準の内容が異なるものについて、どちらに合わせるか。

職員配置基準(学級編制基準)について、どの部分をどの程度引き上げるか。

- → 幼稚園・保育所に対する「経営実態調査」の結果を踏まえ、検討
- → 施設型給付の公定価格の設定(「質の改善」に充てられる財源の使途)とも関連

既存施設から移行する場合、「学校教育・保育の質を確保」の要請に加え、「円滑な移行の確保」の要請とのバランスをどう考えるか。特に運動場、調理室の取扱いをどうするか。

→ 幼稚園・保育所に対する「経営実態調査」の結果を踏まえ、検討

認可基準の中で「地方自治体が特例的かつ臨時的な対応をできるよう、特段の配慮」(附帯決議)を要する事項はあるか。

子ども・子育て新システムに関する基本制度(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)(抜粋)

- 9 施設の一体化(総合こども園(仮称)の創設
- (5)設置基準

学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。

学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

設置基準に係るそれぞれの事項の具体的内容については、制度施行までに更に検討する。

総合こども園(仮称)における学校教育機能及び保育機能の充実等を図るため、職員配置基準(学級編制基準)の引き上げ等を検討する。

総合こども園(仮称)の設置基準については、国が定める基準を踏まえ、都道府県等が条例で定める。

国が定める基準については、以下のとおりとする。

- ア 「学級の編制」、「職員の資格、員数」、「保育室及びその面積」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
- イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

既存施設から移行する場合、学校教育、保育の質を確保する観点に加え、幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行を考慮し、原則として、現行の幼保連携型認定こども園における基準の特例を下回らない特例を設ける。

上記の取り扱いは特例であり、本来の基準を満たすことが基本である。また、この基準を満たすために必要な支援策についても検討する。

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

<認可基準関連部分抜粋>

- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が 待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、 幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮を すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとすること。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行 の円滑化及び支援に配慮すること。

平成24年度幼稚園・保育所等の経営実態調査

調査の概要

施設型給付の単価の設定や、新たな幼保連携型認定こども園の設置基準の策定のための検討材料とするため、文部科学省と厚生労働省が共同で、現行制度の幼稚園、保育所、認定こども園における経営実態や施設・設備の状況等について調査を行うもの。

調查対象施設

全国の幼稚園・保育所のうち1/3の施設 (地域区分別・定員規模別に層化無作為抽出) 認定こども園となっているものを含む

調査時期

平成25年2月 (調査票送付:1月、調査票回収:3月)

調查委託先

みずほ情報総研株式会社

主な調査項目(認可基準に関連するもの)

- ・職種ごとの職員の配置状況
- ・ 園舎や保育室等の状況
- ・ 運動場(屋外遊技場)の設置状況
- ・ 幼稚園における調理施設・設備の設置状況
- 建築基準法等の要件への適合状況

幼稚園には保育所の要件への適合状況、保育所には幼稚園の要件への適合状況を確認

幼稚園の基準·保育所の基準·認定こども園の基準の比較(詳細) (主に職員·設備関係)

幼稚園の基準は、学校教育法施行規則・幼稚園設置基準による(大綱化されている内容は、地域の実情で判断)。

保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(「従うべき基準」は白色、「参酌基準」は灰色)を記載。実際の認可基準はこれを 基に条例で定められる。

認定こども園の基準は、文部科学大臣・厚生労働大臣告示(全て「参酌基準」で灰色)を記載。実際の認定基準はこれを基に条例で定められる。

			幼稚園の基準	保育所の基準	認定こども園の基準 (現行の幼保連携型認定こども園に係るもの)
職員関係			必置職員 ・園長 ・主幹教諭・指導教諭・教諭 ・学校医・歯科医・薬剤師 置〈よう努める職員 ・養護教諭、事務職員等	必置職員 ・保育士 ・嘱託医 ・調理員(調理業務全委託の場合を除く)	・認定こども園の長・保育に従事する者
			·教諭免許状及び5年の教育職経験 等 ·同等の資質を有する者		・教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う 能力
			・幼稚園教諭免許状 【現行幼保連携型の特例】 保育士の資格を有する助教諭も可	・保育士 【現行幼保連携型の特例】 満3歳以上の長時間利用児につき保育士 の確保が困難なときは、知事の承認する幼稚 園教諭も可(3~6年間)	・0 ~ 2歳児:保育所と同じ ・3 ~ 5歳児:両資格併有が望まいい。ただし、 ・学級担任は幼稚園教諭免許状 ・長時間利用児は保育士登録 が必要
	学級編制· 配置基準	3歳以上児	·学級を編制 ·1学級当たり幼児数は、原則35人以下 ·学級担任は専任の主幹教諭·指導教諭·教 諭(専任の副園長·教頭等も可)	・4・5歳児 30人につき1人 ・3歳児 20人につき1人 「現行幼保連携型の特例」 短時間利用児:35人につき1人	・短時間利用児:幼稚園と同じ ・長時間利用児:保育所と同じ
		0~2歳児	-	·1·2歳児 6人につき1人 ·乳児 3人につき1人	・保育所と同じ
		その他	(専任の教員が原則)	・常時2人以上 ・以下の条件で短時間勤務の保育士を必要 数に算入可(通知) ・各組・グループにつき常勤保育士1人 ・常勤換算の勤務時間の確保	·常時2人以上

設備	位置		・教育上適切で通園の際安全な環境	-	規定なし(幼稚園と同じ)
RICK TO THE TOTAL			·保育室·遊戲室(兼用可)	・保育室又は遊戯室(満2歳以上) ・ほふ〈室(満2歳未満:ほふ〈する者)又は乳 児室(満2歳未満:ほふ〈しない者)	・幼稚園・保育所と同じ
		保育室等	・職員室・保健室(兼用可) ・便所 ・飲料水用設備 ・手洗用設備・足洗用設備 「現行の幼保連携型の特例」 職員室の機能が担えれば兼用可(通知)	·医務室(満2歳未満) ·便所	規定なし(おおむね幼稚園と同じ)
	設備の種類	運動場 · 屋外遊戯場	・運動場 ・園舎と運動場は同一敷地内又は隣接地 「現行幼保連携型の特例」 適正な運営に実績を有する既存施設から移行する場合、・付近の適当な場所で代替可(通知)・屋上(一定の場合)を含む取扱い可(通知)	・屋外遊戯場(満2歳以上児を入所させる場合) ・付近の適当な場所で代替可。ただし、以下の要件(通知) ・利用時・移動時の安全確保 ・所有者等が信用力の高い主体	・保育所と同じ。ただし、既存施設から移行する場合、付近の適当な場所で代替する場合、以下の要件 ・安全確保 ・日常的利用時間の確保 ・適切な教育・保育の提供
		調理室	備えるよう努める設備 ·給食施設	・調理室 ・満3歳以上児の給食の外部搬入(発達段 階・健康状態・アレルギーへの対応等の要件 あり)の場合は、自園で必要な加熱、保存等 に必要な調理機能設備を備えた調理室で可 【構造改革特別区域】 ・公立保育所については、特区認定を受けた 場合のみ、満3歳未満児の給食の外部搬入 可	・保育所と同じ ・給食の外部搬入の場合、必要な設備は外部搬入の具体的な方法を踏まえて判断。必ずしも専用の部屋とする必要はない(通知)
		その他	備えるよう努める設備 ・放送聴取設備 ・映写設備 ・水遊び場 ・幼児清浄用設備 ・図書室 ・会議室	-	規定なし(幼稚園と同じ)

設関続(続き)	面積基準	置舎	[園舎] 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 1学級につき+100㎡ 【現行幼保連携型の特例】 適正な運営が確保された既存施設から移行する場合、保育所の保育室・遊戯室の面積基準を満たしていれば可	-	・幼稚園と同じ。ただし、既存施設から移行する場合、満3歳以上児に係る床面積について保育所の居室の面積基準を満たすことで足りる
		保育室等	・保育室の数は学級数以上	[保育室又は遊戯室] ・幼児1人につき1.98㎡ [ほふ〈室] ・乳幼児1人につき3.3㎡ [乳児室] ・乳幼児1人につき1.65㎡ 【現行幼保連携型の特例】 適正な運営が確保された既存施設から移行する場合、満3歳以上児の保育室又は遊戯室について、幼稚園の園舎の面積基準を満たしていれば可	・保育所と同じ。ただし、既存施設から移行する場合、満3歳以上児に係る床面積について幼稚園の園舎の面積基準を満たすことで足りる
		運動場· 屋外遊戯場	行する場合、保育所の屋外遊技場の面積基	[屋外遊戯場] ・満2歳以上児1人につき3.3㎡ ・付近の適当な場所で代替可 【現行幼保連携型の特例】 適正な運営が確保された既存施設から移行する場合、満3歳以上児に係る幼稚園の 運動場の面積基準と満2歳児に係る保育所の屋外遊戯場の面積基準の合計を満たしていれば可	・幼稚園・保育所と同じ。ただし、既存施設から移行する場合、幼稚園・保育所のいずれかの基準を満たすことで足りる
	他の施設設備の使用		・教育上・安全上支障ない場合は可	・併設社会福祉施設の設備の共用可(保育室は除く)・合築・併設・同一敷地の学校の給食施設の共用可(通知)	規定なし(幼稚園・保育所と同じ)

設備 関係 (続き)	保育室設置階· 耐火条件等	・園舎は2階建て以下 ・保育室・遊戯室・便所は1階に設置(園舎が 耐火建築物で待避施設を備える場合は、2階 に設置可) 【現行の幼保連携型の特例】 適正な運営が確保された既存施設から移 行する場合、保育所の基準を満たしていれ ば、3階以上に保育室等を設置可		規定なし(おおむね保育所と同じ)
------------------	------------------	---	--	------------------